



『学生納付特例制度』の手続きを！ 年金保険料の納付が困難な学生の方～

年金
だより

『学生納付特例制度』は所得の無い場合や少ない学生が、将来、年金を受取ることができなくなることや不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

POINT1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料の免除の対象となるかを判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合や少ない場合は学生納付特例の対象となります。

※学生本人の前年所得が118万円以下であれば、国民年金窓口で申請し、社会保険事務所で承認を受けると、その期間の保険料の納付は猶予されます。

学生納付特例制度の対象となる学校は大学（大学院）、短大、高校、専門学校、専修学校及び各種学校

*夜間、定時制課程や通信制課程の学生の方も含まれます。

*各種学校にあつては、修業期間が1年以上ある学校の学生は利用できます。

POINT2 手続きはカ・ン・タ・ンです。

嘉手納町役場町民課国民年金窓口で「学生納付特例申請書」に必要事項を記入するだけです。

手続きに必要なもの

- ① 在学証明書または学生証（コピー可） ② 年金手帳 ③ 認印
- ④ 前年または今年に退職して学生となられた方は離職票か雇用保険受給資格者証などのコピーもあわせて必要です。

POINT3 学生納付特例の承認期間は4月（20歳誕生日）から翌年3月までです。

学生納付特例の承認された期間は

- ① 老齢基礎年金の受給期間に算入されますが、年金額の計算には入りません
- ② 学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降10年以内であればさかのぼって納められます（追納）
追納することによって、将来受ける老齢基礎年金の受給額に算入されます。
- ③ 学生納付特例承認期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。

学生納付特例制度の承認は、年度ごとに行われますので、
継続を希望される方は年度が変わると再度申請が必要です。

※詳しくは、国民年金係までお問い合わせください。
嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL956-1111 内線（141・147）